

## 定額保守利用規約

第 1 条（適用）

1 . オフィスパートナー株式会社（以下「当社」という）は、この定額保守利用規約（以下「本規約」という）に従い、当社と定額保守の利用にかかる契約（以下「利用契約」という）を締結した申込者（以下「利用者」という）に対し、利用契約で指定された製品（以下「対象製品」という）を対象として、定額保守（以下「保守サービス」という）を提供します。

2 . 当社は、本規約に関する条項の追加・削除・特約等の条件（以下「特約条件」という）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は、本規約の一部を構成するものとします。また、本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。

3 . 当社は、当社が別途定める方法による利用者への通知、または当社ホームページ等を通じ公に開示することにより、本規約を変更することがあります。その場合、料金その他保守サービスの提供条件は、当該変更後の規約によるものとします。

第 2 条（利用契約の申込み）

申込者は、予め本規約に同意の上、所定の申込書を用いて当社に対して利用契約の申込みを行うものとします。

第 3 条（利用契約の成立）

1 . 前条に基づき申込者により利用契約の申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾し、かつ当該利用契約にかかる対象製品が当該申込者の指定する場所に設置・設定完了した場合、当該利用契約が成立するものとし、当該設置・設定完了日をもって、当該利用契約の締結日（以下、「契約成立日」という）とします。

2 . 利用者は、契約成立日より、保守サービスを利用できるものとします。

3 . 当社は、申込者による利用契約の申込みが次の各号のいずれかに該当する場合、当該申込みを承諾しない場合があります。なお、当社は、利用契約の申込みを承諾しない場合であっても、当該申込者に対して何らの責任も負いません。

（ 1 ）当社所定の申込条件が満たされていないとき。

（ 2 ）「当該申込みを承諾すると技術上または当社の業務遂行上著しく支障がある」と当社が判断したとき。

（ 3 ）申込書等に虚偽の事実を記載したとき。

（ 4 ）申込者が指定した支払口座等について、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。

（ 5 ）前各号の他、当社が「当該申込みを承諾することが適当ではない」と判断したとき。

第 4 条（保守サービスの内容）

保守サービスの具体的内容は、別途「保守サービス仕様」（以下「仕様書」という）に定めるものとし、当社は、仕様書に基づき、保守サービスを利用者に提供するものとします。なお、当社は、保守サービスの提供にかかる業務を、第三者に委託することができるものとします。

第 5 条（保守サービスの提供地域）

保守サービスの提供地域は、日本国内とします。

第 6 条（利用料金等）

1 . 保守サービスの利用に関する料金（以下「利用料金等」という）は、別途当社が定める「料金表」（以下「料金表」という）の通りとします。ただし、料金表に定める利用料金等は、予告なく変更される場合があります。

2 . 当社は、原則として、毎月末日締めにて、利用者毎の当月分の利用料金等を算出するものとします。ただし、当社は、業務遂行上必要とする場合、利用料金等の計算の起算日または締切日等を変更する場合があります。

第 7 条（支払方法）

1 . 利用者は、当社が当該利用者に対して有する利用料金等を請求に従って支払います。

2 . 当社は、保守サービスの内容によって、当該保守サービスの利用料金等について前項と異なる支払方法とすることを個別に定める場合があり、その場合、利用者は、当該利用料金等については、前項に拘らず、当該定めに従って支払うものとします。

3 . 利用者が支払期日を過ぎても利用料金等を支払わない場合、当社は、年 14.6％の割合で計算される金額を、延滞利息として、利用料金等及び消費税に加えて利用者に請求します。

第 8 条（届出事項の変更）

1 . 利用者は、利用契約を申し込む際に当社に提出した申込書に記載した「当該申込者にかかる事項」に変更があったときは、当社宛に滞滞なく所定の方法により届け出るものとします。

2 . 利用者は、利用者が前項の届出を怠った場合には、当社からの通知が未到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承諾するものとします。また前項の届出を怠ったことにより利用者が生じた障害について、当社は一切責任を負いません。

第 9 条（契約期間）

利用契約の契約期間は、当該利用契約にかかる仕様書に規定されている場合を除き、契約成立日から起算して 1 年間とします。

第 10 条（契約の更新）

前条に拘らず、利用契約の期間満了 30 日前までに、当社及び利用者いずれからも文書による更新拒絶の通知がなされない場合、利用契約は更に 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。ただし、更新した場合の最長の利用契約の期間（以下「最長利用期間」という）は、原則として、契約成立日から 7 年間とします。なお、利用者が最長利用期間を超えて利用契約の継続を希望する場合は、当社と利用者にて別途協議するものとします。

第 11 条（保守サービスの提供の中断、停止）

1 . 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、保守サービスの全部または一部の提供を中断または停止することがあります。

（ 1 ）保守サービスの提供のための装置・システムの保守点検、更新等を定期的または緊急に行う場合。

（ 2 ）火災、停電、天災その他の不可抗力により保守サービスの提供が困難な場合。

（ 3 ）前各号の他、当社が保守サービスの提供の中断もしくは停止が必要と判断した場合、または不測の事態により当社が保守サービスの提供が困難と判断した場合。

2 . 前項に基づき当社が保守サービスの提供を中断または停止する場合、当社は、原則として事前にその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない当社が判断した場合は、この限りではありません。

3 . 当社は、保守サービスの提供の中断、停止等により利用者または第三者が被つたいかなる不利益、損害についても、その理由の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

第 12 条（解約）

1 . 利用者は、利用契約の解約を希望する場合、当社が定める方法により当社に届け出るものとします。

2 . 当社が利用者から前項に基づく利用契約の解約の届出を受領した場合、当該利用者の解約届出が受理されたものとし、当該受領日をもって解約日とします。

3 . 前二項に基づき利用者が利用契約を解約した場合、当社はすでにお支払いいただいた利用料金等の払い戻しは一切行いません。

4 . 利用契約の解約に伴う利用料金等の精算は暦月単位とし、月の半ばで解約された場合であっても、当月 1 ヶ月分の利用料金等の全額を申し受けます。

5 . 利用契約解約後、当該利用者においてなお保守サービスの利用による未払いの利用料金等がある場合、当該利用者は、当該債務を誠実に履行するものとします。

第 13 条（保守サービスの利用の停止及び登録抹消）

1 . 利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、当該利用者何ら事前の通知または催告を要することなく、当該利用者による保守サービスの利用を一次停止し、または当該利用者の利用登録を抹消することができます。

（ 1 ）利用契約申込時に虚偽の事項を申告したことが判明したとき。

（ 2 ）本規約のいずれかの条項に違反したとき。

（ 3 ）保守サービスの運営を妨害する行為を行ったとき。

（ 4 ）不正の目的をもって保守サービスの情報を利用した場合、または保守サービスの情報を当社の承諾なく改変したとき。

（ 5 ）支払期日を過ぎてもなお利用料金等を支払わないとき。

（ 6 ）自ら振り出しまたは引受けた手形の不渡りまたは支払停止に至ったとき。

（ 7 ）公租公課の滞納処分を受けたとき。

（ 8 ）差押え、仮差押え、仮処分、競売その他の公権力の処分を受け、または破産、民事再生、会社更生の申し立てがあったとき。

（ 9 ）財政状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる客観的な事情が発生したとき。

2 . 前項に基づき保守サービスの利用を一時停止されたまたは利用登録を抹消された利用者は、利用料金等の債務について期限の利益を喪失し、当社に対して当該債務を直ちに履行するものとしま

す。

第 14 条（保守サービスの終了）

1 . 当社は、やむを得ない事情により、保守サービスの提供を終了する場合があります。

2 . 当社は、前項に基づく保守サービスの提供の終了によって利用者が生じた不利益、損害等について、一切責任を負わないものとします。

第 15 条（権利の帰属）

保守サービスの提供に伴って当社または当社が提携もしくは委託する事業者等が利用者に掲示または提供するすべてのドキュメント及びプログラムにかかる著作権、営業秘密、その他一切の知的所有権は、当社または当社が提携もしくは委託する当該事業者等の権利者に帰属します。

第 16 条（責任の制限）

1 . 当社は、保守サービスを善良なる管理者の注意業務をもって提供しますが、次の各号に定める事項については、責任を負わないものとします。

（ 1 ）保守サービスに伴う当社の助言及び判定の正確性、有用性。

（ 2 ）保守サービスに伴う当社の助言及び判定に基づき利用者が実施する対策の結果。

2 . 当社は、保守サービスの提供により利用者の問題が解決されることを保証しないものとします。3 . 当社による保守サービスの不提供もしくは不適切な提供または当社が提供した保守サービスの瑕疵によって利用者が損害を被った場合、当該利用者は、当該債務不履行または瑕疵等のあった保守サービスにかかる年額の「基本サービス料金」相当額を上限として、当社に対し、当該損害の賠償を請求できるものとします。ただし、当該債務不履行または瑕疵等に起因して実際に生じた直接の損害に限るものとし、当社または当該利用者の予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害

及び逸失利益等の間接損害については、当社は、賠償責任を負わないものとします。4 . 当社は、前項の場合を除き、利用者に対し一切の賠償責任及び利用料金等の返還義務等を負わないものとします。

第 17 条（利用者に関する情報の取扱い）

当社は、利用者から取得した当該利用者に関する情報を、当該利用者の事前の承諾なくして第三者に開示しません。ただし、以下の各号の場合を除きます。

（ 1 ）公的機関から法令に基づき開示を求められたとき。

（ 2 ）利用者を特定できない情報として統計処理し、統計情報として行う開示。

（ 3 ）利用料金等の請求・回収業務に必要な範囲で行う開示。

（ 4 ）保守サービスの提供にかかる業務の効率化または提案に必要な範囲で行う開示。

（ 5 ）当社が保守サービスの提供にかかる業務を委託する第三者に対して当該業務遂行上必要な範囲で行う開示。

第 18 条（当社からの通知・連絡等）

1 . 当社は書面による郵送、当社の web サイトへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、利用者に対し、保守サービス提供上必要となる事項の通知・連絡等（以下「通知等」という）を随時行います。

2 . 当社が通知等を当社の web サイトへの掲示や電子メールで行った場合、当該 web サイト上に掲示した時、または電子メールを発送したとき、効力を発するものとします。

3 . 当社は、書面による郵送等により利用者へ通知等を行う場合において、当該利用者が所定の方法により適正な住所変更の届出をしていないときは、利用契約を申し込む際に届け出た所定の申込書に記載された住所をもって、当該利用者の住所とみなします。

第 19 条（機密保持）

1 . 利用者及び当社は、利用契約に関して知り得た相手方の機密情報（以下「機密情報」という）を、第三者に開示及び漏洩しないものとします。

2 . 本条の定めは、利用契約の終了後も存続するものとします。ただし、警察機関や司法などの法的効力のある要求があった場合は、当該請求元へ機密情報を提供いたします。

第 20 条（協議及び合意管轄）

1 . 本規約に定めのない事項または本規約の定めについて疑義が生じた場合は、当社と利用者との誠意をもって協議し、解決するものとします。

2 . 前項の協議によってもなお解決せず、紛争となったときは、東京地方裁判所を専属の管轄裁判所として当該紛争の解決を図るものとします。